



6月のトピックス

労働保険の年度更新手続(平成21年度分の確定保険料と平成22年度分の概算保険料の申告・納付手続のことをいいます。)の時期となりました。6月1日(火)から 7月12日(月)までが提出期間となっているため、忘れずに手続きください。(毎年事務所に依頼されている方はお早めに資料を送付願います。)

一人オーナー会社課税制度の廃止について

平成22年度の税制改正により一人オーナー会社課税制度が廃止され、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されています。この制度は、業務主宰役員は自らの給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、役員給与が法人側で損金算入され、個人側でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし本来別の税目である法人税と所得税を混同したものであるため二重控除を是正する方法として適当なのかどうかということで当初から批判がありました。

今回の改正で法人側での調整は廃止され、この制度で増税となっていた会社は安心されていることかと思えます。しかし平成23年度税制改正ではこの「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置が講じられる予定となっているため、なんらかの形で調整されることが予想されます。以前の制度では対象とならなかった会社も次年度は対策が必要になるかもしれません。

そもそも給与所得控除とは、サラリーマンの必要経費の概算額と言われていました。「二重控除」という考えに違和感があるのは私だけでしょうか。(山崎)

竹内総合会計事務所通信

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します!



連日のスポーツ観戦を通して考えるビジネスの未来と経営革新の必要性!

連日、深夜のテレビ観戦で、少々疲れ気味の経営者も多いことでしょう。(私も毎日寝不足です...)サッカーW杯南ア大会では残念ながら激闘の末、力及ばず日本代表が破れてしまいました…。また、今年のウインブルドンテニスからも目が離せません。

2つの大会を見て感じるのは、今までとは異なり、勝ち負けの予想のまったくつかない展開が多いということです。これはスポーツ界に限らず、これからのビジネス環境にも当てはまるとは思われませんか?

時間軸は過去、現在、未来と進行していきますが、残念ながら現在の延長線上未来に成功があるとは限らないことを我々は明確に気づくべきであると私は考えます。

会計事務所を取り巻く環境も例外ではなく皆様同様経営革新を求められております。私はクライアントの皆様に対し、会計税務以外にもなにかご支援が出来ないものかと試行錯誤してまいりました。

そこで、6月より『ビジネスマッチングサービス』をスタートいたしました。クライアント様同士のネットワークを活用し、例えば、販売先、仕入先、提携先等の紹介などを実施していきたいと考えています。もちろん無償のサービスですので、必ず紹介や結果を保証するものではありませんが、きっと皆様のお役に立てるものと社員一同考えております。ご希望がありましたら遠慮なく監査担当者までお問い合わせ下さい。

(竹内)

欄外コーナー 所員紹介(北川 伸一 編)

好きなスポーツ; サッカー 趣味; 食べ歩き
好きな映画; 黒澤映画